

4月2日(月)から

名寄地区広域最終処分場の供用が始まります

現在、埋め立てごみの最終処分場として利用している「内淵一般廃棄物最終処分場」は3月31日(土)をもって閉鎖し、4月2日(月)からは新たに名寄市、美深町、下川町、音威子府村からの埋め立てごみが搬入される「名寄地区広域最終処分場」の供用を開始します。

搬入の受け付けをする管理棟は、現在の「内淵一般廃棄物最終処分場」と変わりませんが、管理棟から埋立地への順路が変更になります。あわせて、受付時に運転免許証の提示が必要になります。

※埋め立てごみの分別方法や受入時間、料金等は変更ありません。

名寄地区広域最終処分場(内淵311) ☎01654②1598

◆休日 日曜日、年末年始(12月31日～翌年1月3日)

◆受付時間 8:45～16:30

◆料金 10キロあたり83円 ※10円未満は切り捨て

問い合わせ

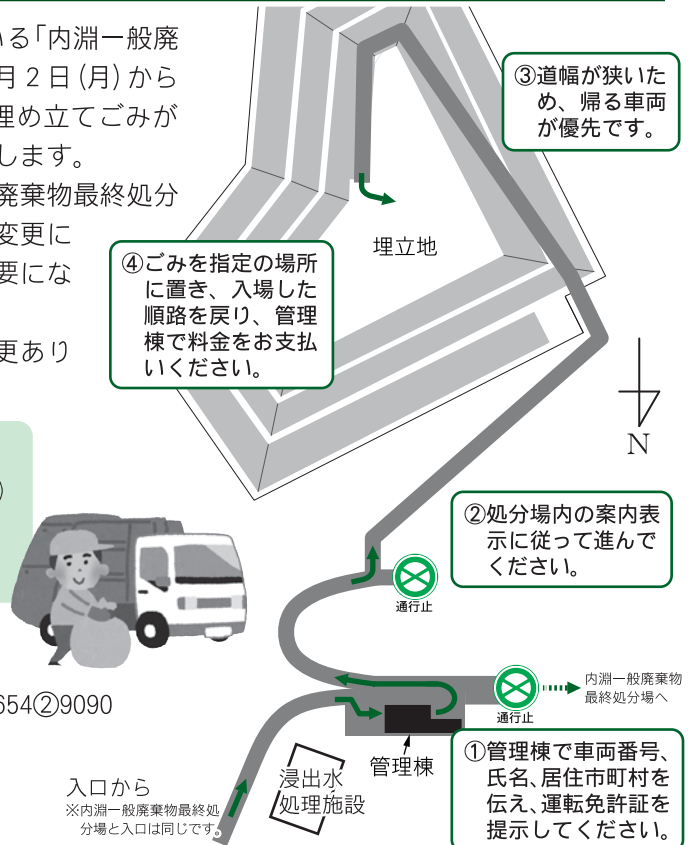
◆名寄地区広域最終処分場について

名寄地区衛生施設事務組合(炭化センター内) ☎01654②9090

◆ごみの分別・収集について

環境生活課廃棄物対策係(名寄庁舎1階)

☎01654③2111(内線3124・3125)



生活に困りごとと不安がある方は ご相談ください

生活困窮者自立相談支援事業

働きたくても働けない、経済的な問題や家族の問題などでお困りの方からの相談を受け、専門の相談員が相談者の抱える問題や状況を確認し、一人ひとりの状況に合わせた具体的な支援計画を作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。



家計相談支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸し付けのあっせんなどを行い、早期の生活再生を支援します。



住居確保給付金

離職により住居を失う、またはその可能性が高い方に家賃相応額(上限あり)を有期で給付する事業です。
※給付を受けるには、収入、資産、雇用施策による給付金の授受などいくつかの支給要件があります。



相談先

名寄市社会福祉協議会
「生活相談支援センター」
(総合福祉センター内)
☎01654③9862

問い合わせ

社会福祉課福祉総務係
(名寄庁舎2階)
☎01654③2111(内線3221)

